

| | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 神 | 戸 | 市 | 夜 | 間 | 景 | 観 | 形 | 成 | 基 | 本 | 計 | 画 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|

平成16年3月

神 戸 市

目 次

| | | |
|-----------------------------|----|----|
| 1 . はじめに | 1 | |
| 2 . 夜間景観形成基本計画の構成 | 2 | |
| 3 . 夜間景観形成の基本目標 | 3 | |
| 4 . 夜間景観形成の基本方針 | 5 | |
| 5 . 類型別夜間景観形成計画 | 7 | |
| 6 . 計画の実施にむけて | 27 | |
| | | |
| < 参 考 資 料 > | | |
| 1 都市景観審議会規則 | | 31 |
| 2 都市景観審議会委員名簿 | | 32 |
| 3 審議経過 | | 34 |

1

はじめに

神戸は、六甲山や須磨海岸をはじめとする豊かな自然を背景に、個性的で歴史的な街並み、開港以来の異国情緒あふれる文化的建物群など、多彩で魅力的な都市空間を有している。神戸市では、このような神戸の個性を大切にし、市民ひとりひとりにとって親しみと愛着のあるまちづくりを進めるため、昭和53年に都市景観条例を制定し、神戸らしいまちの景観を「まもり、そだて、つくる」ことを目標に景観行政を進めてきた。

夜間景観は、都市景観の重要な側面の一つであり、特に神戸の夜景は以前から「一千万ドルの夜景」とうたわれ、親しまれており、神戸らしさを表現する大切な要素となっている。このため、昭和63年の都市景観審議会答申「都市景観行政の新たな展開について」の中でも、「夜景・色彩の演出の研究」が提言されている。

平成7年の阪神・淡路大震災により、神戸のまちは大きな被害を受けた。震災時の暗闇を経験したことは、市民ひとりひとりが光の意味や大切さについてあらためて認識する契機ともなり、「光」はまちの復興のシンボルともなった。

これらを踏まえ、神戸の夜間景観形成のあり方と施策の方向についてまとめたものが本計画案である。今後、本案に基づき計画を策定するとともに、神戸の夜間景観をより魅力的にしていくために、市民・事業者・行政等さまざまな主体が協働し、神戸らしい夜間景観形成に向けての取組みを推進することが求められる。

2

神戸市夜間景観形成基本計画の構成

「神戸市夜間景観形成基本計画」は、昭和57年の策定以来、これまで神戸市の景観行政の指針となってきた「神戸市都市景観形成基本計画」の計画理念と施策の方向を基本とする。

「都市景観形成基本計画」は、神戸らしい都市景観の形成にかかわる基本的理念と施策のあり方を示すとともに、施策実現のためのガイドプランとしての役割を担ってきた。その内容としては、都市景観の形成のための基本方針、景観類型別の景観形成計画（ストラクチャープラン）、都市景観形成基本計画の運用、の大きく3つに分かれる。このうち景観類型別の景観形成計画では、それぞれの類型別に、景観特性と課題、基本方針、景観形成の対象と構成、景観形成のための施策の方向、を示している。

「夜間景観形成基本計画」は、基本的にこの「都市景観形成基本計画」の考え方に基づき、夜間景観の類型化を行うこととし、類型については夜間景観の特性を反映したものとする。

したがって、全体の構成としては以下の通りとする。

- 1．夜間景観形成基本計画の基本目標
- 2．夜間景観形成基本計画の基本方針
- 3．景観類型別の夜間景観形成計画
 - A 眺望型景観 / 眺望型夜間景観
 - B 環境型景観 / 自然地域夜間景観
 - C 環境型景観 / 都市軸夜間景観
 - 1．河川軸・道路軸夜間景観
 - 2．ウォーターフロント夜間景観
 - D 環境型景観 / 市街地地区夜間景観
 - 1．公園緑地夜間景観
 - 2．都市部住宅地夜間景観
 - 3．郊外部住宅地夜間景観
 - 4．商業業務地夜間景観
 - 5．工業地・港湾地夜間景観
- 4．計画の実施に向けて

3

夜間景観形成の基本目標～神戸らしい夜間景観を目指して

神戸の都市景観形成を考える上で、夜間景観は重要な側面の一つである。夜の都市景観には、昼のそれとはまた違った、都市の魅力を見出すことができる。

優れた夜間景観や照明環境は、市民が快適に生活するための都市環境上の重要な要素の一つであり、市民がまちに愛着を持ち、来街者が再び訪れたいと思う契機ともなっている。また、魅力的な夜間景観を形成することにより、地域の個性やにぎわいを生み出し、産業や文化の振興にもつながっていく。

都市の夜間景観の充実を考える時、安全で安心して暮らせる照明環境を整える一方、景観照明など光の演出効果による都市魅力の創出も重要である。

そこで、神戸らしい夜の都市景観の形成を図るための基本目標は、以下の3点とする。

基本目標～神戸らしい夜間景観を目指して

地域の個性を活かした夜間の都市魅力の創造

安心して暮らせる快適で安全なまちの創造

環境にやさしいひかりのまちの創造

地域の個性を活かした夜間の都市魅力の創造

神戸の海・坂・山といった変化ある地形、市街地の骨格を形成する河川や幹線道路、都市活動の中心となる都心・副都心やその周辺の個性的な商業地、日常生活の拠点である住宅地等は、それぞれの地域の歴史や文化を背景に、神戸らしい特徴ある街並みを形成している。

また、それらの街並みを、六甲山系から見下ろした時の眺望とともに、海上やウォーターフロントなどの海側から見る眺望が、神戸らしさを感じる大きなポイントとなっている。

.....

このような地域・地形の特徴を活かした夜間景観形成を図るとともに、地域の伝統行事や光を活用したイベントによる非日常的な光の導入等によって新たな神戸らしさを演出し、より魅力ある夜間景観の創造を進める。



みなとこうべ海上花火大会



北野町広場ライトアップ

安心して暮らせる快適で安全なまちの創造

夜間照明について考える上で、安全な交通を確保することは、最も基本的な事項である。特に、歩行者の安全を保つ一定の明るさを確保することが、最優先に求められる。さらに、照明の持つ質的な側面にも注意し、適切な施設管理に配慮しながら、地域全体の夜間環境の快適性が向上するよう努める必要がある。

環境にやさしいひかりのまちの創造

近年屋外照明の不適切なまたは過剰な使用により、天体観測への障害や生態系への悪影響、交通への障害、環境の快適性の低下といったいわゆる「光害」が問題となっている。この「光害」を抑制・防止する。

同時に、夜間照明の計画にあたっては、省エネルギー対策や、太陽エネルギー・風力エネルギーをはじめとするクリーンな自然エネルギーの積極的な採用など、自然環境への影響軽減にも配慮する。

4

夜間景観形成の基本方針

上記の基本目標のそれぞれについて、神戸らしい魅力ある夜間景観形成のために考慮すべき基本方針は、以下のとおりである。

地域の個性を活かした夜間の都市魅力の創造

地区特性にあわせた夜間景観の形成

神戸の都市空間を特徴づけている港の景観や六甲の山並み、また人々の活動の舞台としての商業地や住宅地を、夜間にいきいきと演出するための明るさづくりを目指す。

そのために、地域固有の景観資源を照明により生かす工夫をするとともに、照明器具の設置にあたっては、そのデザインや設置方法についても地域の個性を生かすよう努める。

景観資源を生かす照明

地域の景観資源は、夜間景観形成においてはとりわけ重要な要素である。景観の主対象となるランドマークや、ウォーターフロント・河川・道路等の都市軸は、照明による演出を行うことにより、夜間景観資源としての明確な表出を図る。

また、夜間景観の中で大きな比重を占める屋外広告物についても、デザインの質的向上を図るとともに適切な照明コントロールを行う。

夜間も楽しめるまちづくり

できるだけ多くの人々が神戸の夜間景観の魅力に触れることができるよう、夜間景観を楽しむための視点場環境を整備する。

また、時季に応じて伝統行事や光を生かしたイベントを演出する等、照明を効果的に活用したまちづくりを進める。

安心して暮らせる快適で安全なまちの創造

通行等の安全の確保と犯罪の防止

歩行者や車の夜間の通行安全性を確保し、また夜間のひったくり等の犯罪の発生を防止するために、街灯や店舗・住宅の門灯等を適切に配置・管理することにより、過剰な明るさや暗やみを排除する。

夜間環境の快適性の向上

さまざまな種類の光源や灯具を、場所に応じて適切に使い分けることで、照明による不快なグレア（まぶしさ）を低減し、照明光の質的向上及び快適な夜間環境の創出を図る。

特に、自動販売機やコンビニエンスストアの看板等、通行時に目に入りやすい屋外広告物の照明について適切な誘導を図る。

環境にやさしいひかりのまちの創造

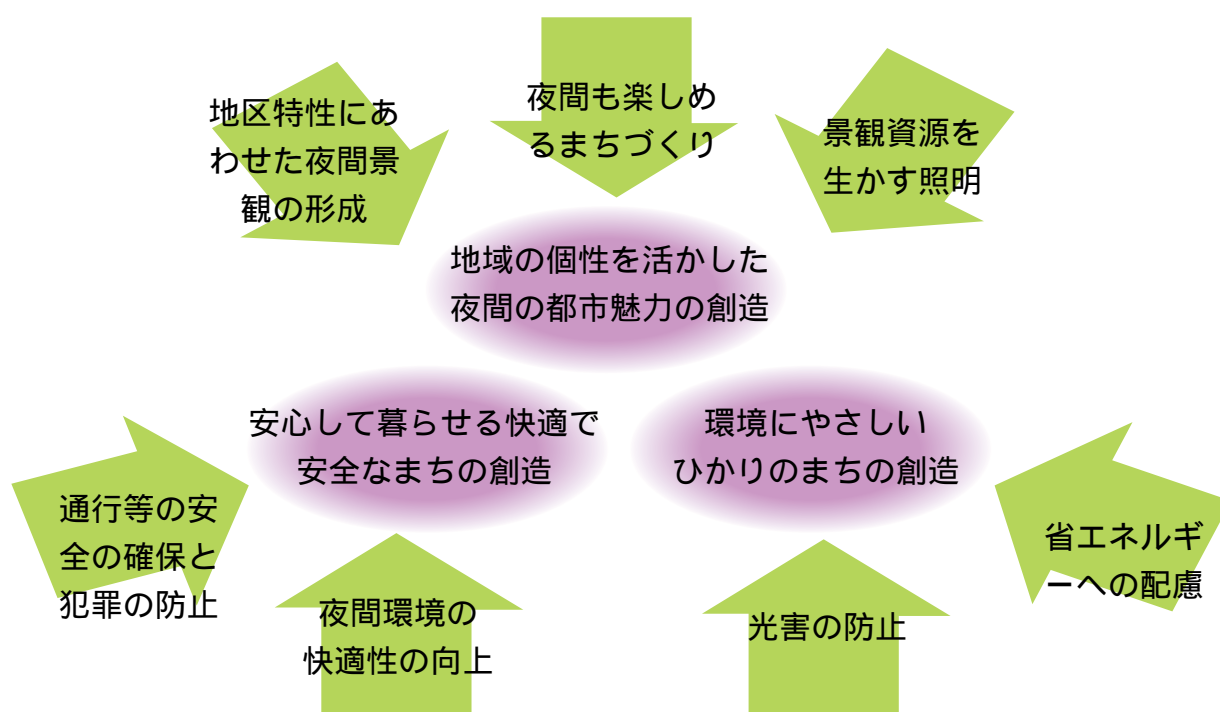
光害の防止

照明設備の設置にあたっては、上空へ漏れる光（上方光束）等、照明対象範囲外に照射される漏れ光をできるだけ低減することにより、人の活動や動植物等に悪影響を及ぼす障害光とならないよう配慮する。

省エネルギーへの配慮

エネルギーを効率的に利用するため、できるだけ効率の高い光源、照明率の高い照明器具を使用する。

また、場所や時間帯にふさわしい照明環境を創出するよう、点灯時間抑制や調光制御など適切な照明コントロールを検討するとともに、照明設備の適切な保守管理を行う。



5

景観類型別夜間景観形成計画

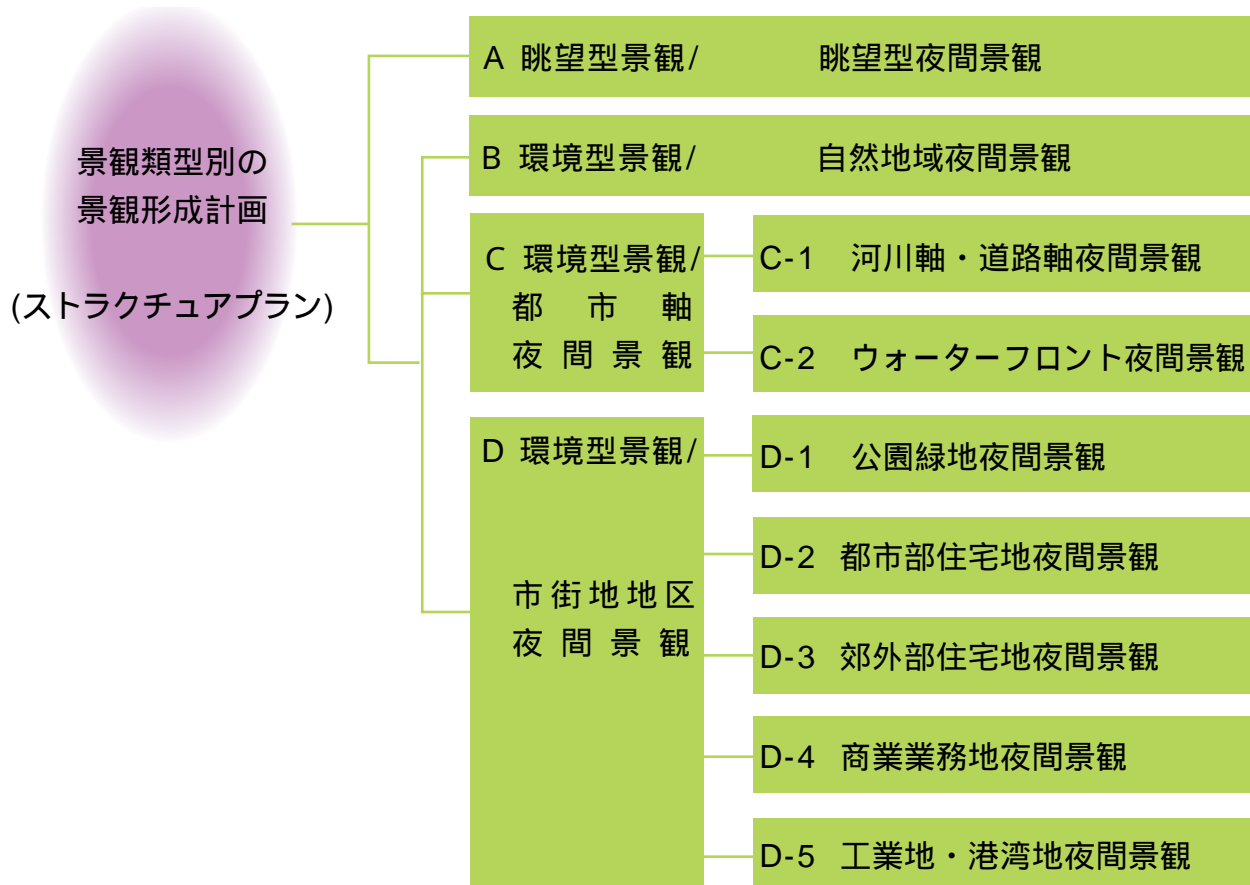
夜間景観の類型化にあたっては、「都市景観基本計画」における景観類型を基本としたが、変更した箇所は以下の通りである。

(1)ウォーターフロント夜間景観の追加

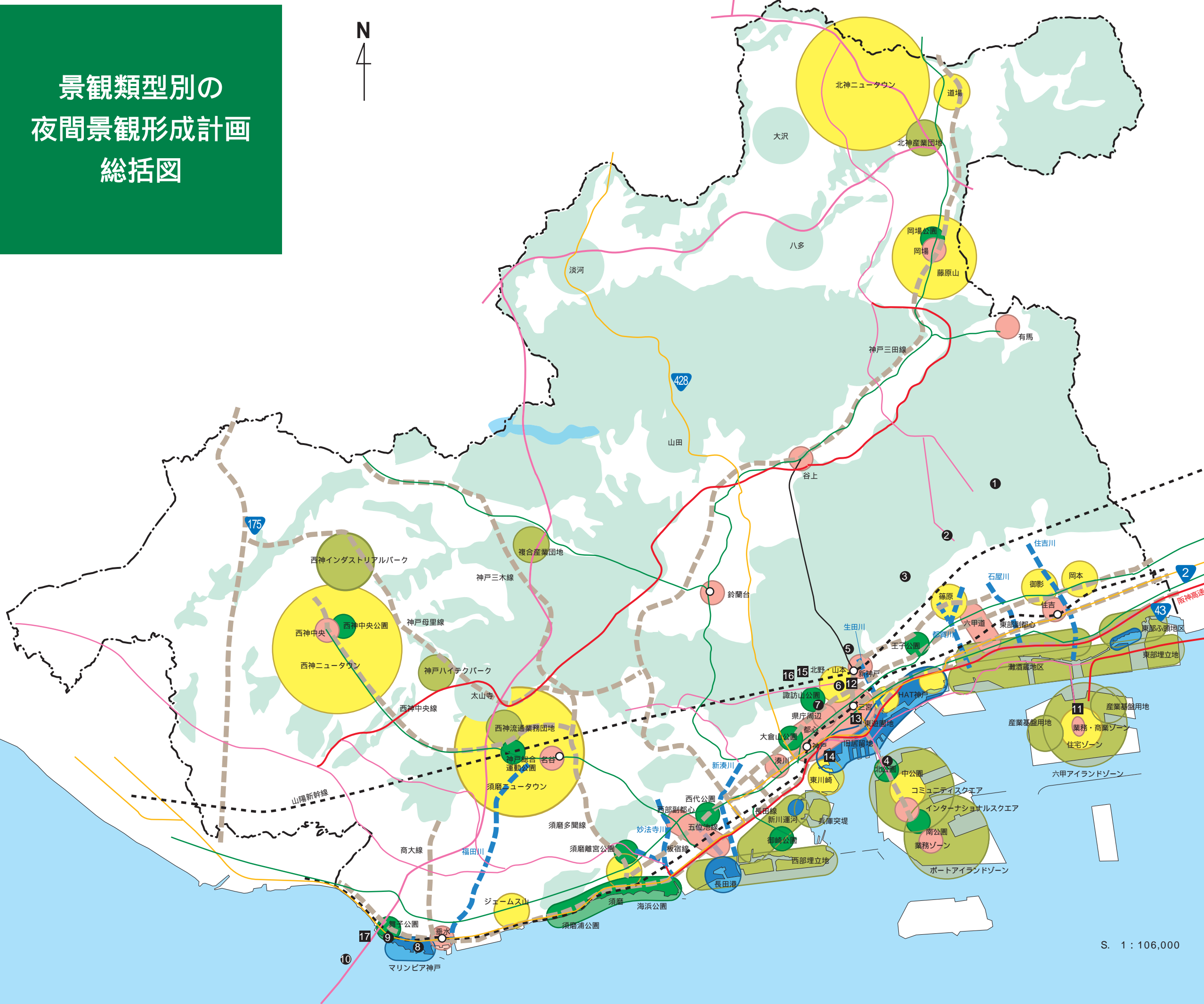
夜間の水際においては、昼間にはあまり意識されることのない景観軸としてのウォーターフロントが照明により強調される。このため、都市軸夜間景観の類型に、「ウォーターフロント夜間景観」を追加する。

(2)住宅地夜間景観の分類

また、住宅地については、都市部にあつて住宅と商業施設が混在している地域と、郊外地にあつてほぼ住宅に純化している地域では、夜間景観形成のあり方も異なる。このため、住宅地の夜間景観を「都市部住宅地夜間景観」と「郊外部住宅地夜間景観」に分ける。



景観類型別の 夜間景観形成計画 総括図



- 凡例
- 眺望型景観 / 眺望型夜間景観
(主要眺望点)
- ① 凌雲台
 - ② 六甲ケーブル山上駅
 - ③ 掬星台
 - ④ ポートアイランド北公園
 - ⑤ 布引ハーブ園
 - ⑥ 北野遊歩道
 - ⑦ ピーナスブリッジ
 - ⑧ マリンピア神戸
 - ⑨ アジュール舞子
 - ⑩ 明石海峡大橋
- (主要ランドマーク)
- 11 六甲アイランド
・神戸国際会館・市役所・関西電力・交通センタービル
・兵庫県警・NTT・大丸神戸店
 - 12 新神戸オリエンタルホテル
・ポートタワー・ホテルオークラ・海洋博物館
・神戸メリケンパークオリエンタルホテル
 - 13 三宮・元町周辺
 - 14 ハーバーランド・メリケンパーク
 - 15 市章山
 - 16 錨山
 - 17 明石海峡大橋

- 環境型 / 自然地域夜間景観
- 環境型景観 / 都市軸夜間景観
- 環境型景観 / 市街地地区夜間景観
- 公園緑地夜間景観
 - 住宅地夜間景観
 - 商業業務地夜間景観
 - 工業・港湾地夜間景観
 - ウォーターフロント夜間景観

- 新幹線 / JR線
- 鉄道
- 自動車道路
- 阪神高速
- 主な有料道路
- 国道

夜間景観の特性と課題

六甲山から瀬戸内海・大阪湾を市街地とともに眺める夜景、高層ビルから見る夜景、船上やウォーターフロントから市街地、六甲山を眺める夜景は、「光都・こうべ」を象徴する景観であり、市民の大切な財産である。

公共的な眺望スペースの環境が、夜間にもその眺望景観を心から楽しむことができるにふさわしく整備されていることが大切である。

| | |
|--------------|------------------|
| 夜間景観形成のキーワード | だれもが楽しめる眺望夜景 |
| 照明環境類型（環境庁） | 照明環境 ・ あんしんの照明環境 |

夜間景観形成の基本方針

1. 地域の個性を活かした夜間の都市魅力の創造
 - 眺望景観の印象を高め、ポイントとなるランドマークの照明演出
 - 眺望対象として、都市空間の骨格である都市軸景観の照明整備による明確な都市パターンの表出
 - 眺望を阻害する要因の抑制
 - 眺望スペースにふさわしい照明設備をふくむ諸設備の適切な整備
2. 安心して暮らせる快適で安全なまちの創造
 - 眺望スペースの整備による快適性の向上
 - 夜間も安全に眺望点に到達できる道路、交通アクセスの整備
 - 夜間通行の安全確保と犯罪防止の照明
 - バリアフリーへの配慮
3. 環境にやさしいひかりのまちの創造
 - 漏れ光の低減（上方光束比：展望スペースでは0%）
 - 眺望スペースでは照明を伴う屋外広告物の設置を抑制する

主要な地区例

掬星台、ビーナスブリッジ、ポートアイランド北公園、マリニピア神戸

地 区 の 事 例 写 真



ビーナスブリッジからの眺望



ポートアイランド北公園からの眺望



マリンプΙΑ神戸からの眺望

夜間景観の特性と課題

ともすれば人工的にかたよりがちな都市環境の中にあつて、自然緑地、田園集落は市民にうるおいとやすらぎをもたらす貴重な自然環境であり、その保全が重要である。

自然環境と調和した照明整備を図り、自然環境の保全を阻害しないよう十分な配慮が求められる。

| | |
|--------------|------------------|
| 夜間景観形成のキーワード | 星空が楽しめる |
| 照明環境類型（環境庁） | 照明環境 ・ あんぜんの照明環境 |

夜間景観形成の基本方針

1. 地域の個性を活かした夜間の都市魅力の創造

原則的に景観照明を抑制

自然環境に調和した照明機材のデザインに配慮

照明関連設備などの設置に当たって、設置数量を少なくする、隠蔽する、など環境との調和に留意

六甲山系では、神戸のシンボルとなる光の演出

2. 安心して暮らせる快適で安全なまちの創造

屋外照明は日本工業規格（JIS）等で定める基準を適用

過剰な明るさの排除

3. 環境にやさしいひかりのまちの創造

可能な限り障害光を低減し、光害を防止（上方光束比：0%）

照明を伴う屋外広告物や屋外広告行為を抑制

主要な地区例 六甲山系、山田、八多、太山寺

地 区 の 事 例 写 真



山田周辺



八多周辺



太山寺周辺

夜間景観の特性と課題

神戸の既成市街地の河川軸と道路軸はともに市街地の骨格を形成している。河川軸は市民が身近に水に親しめる豊かな緑あるオープンスペースとして景観を形成し、道路軸は主要交通路であるばかりか景観上も明瞭に都市の骨格を示している。

都市軸としての夜間景観の形成を図るとともに、沿道のまちづくりと一体となった夜間の歩行者空間をつくる。

| | |
|--------------|-------------------|
| 夜間景観形成のキーワード | わかりやすさとゆとりのある夜間景観 |
| 照明環境類型（環境庁） | 照明環境 ・やすらぎの照明環境 |

夜間景観形成の基本方針

1. 地域の個性を活かした夜間の都市魅力の創造

- それぞれの河川軸、道路軸環境の特質を生かした都市軸としての連続感や統一感のある明確な夜間景観の形成
- 河川沿いや道路沿いの主要ポイントに照明による夜間景観の演出
- 沿道の緑を生かした景観照明の設置
- 河川軸では照明を伴った屋外広告物を抑制

2. 安心して暮らせる快適で安全なまちの創造

- 夜間の安全な歩行と自動車交通のための適切な道路照明の整備
- 屋外照明は日本工業規格（JIS）等で定める基準を適用

3. 環境にやさしいひかりのまちの創造

- 漏れ光、障害光の低減（上方光束比：15%以下）
- 省エネルギーへの配慮

主要な地区例 石屋川、生田川、税関線、浜手幹線

地区の事例写真



石屋川



生田川



税関線



浜手幹線

夜間景観の特性と課題

海沿いに形成されるウォーターフロントは市民生活に憩いをもたらす賑わいの場として、神戸らしさを代表する景観である。

夜間には照明によって、水辺の空間的広がりや海面をいかして、施設との華やかな対比を表現し、昼間とは異なった国際港都神戸にふさわしい景観形成を図る。

| | |
|--------------|------------------|
| 夜間景観形成のキーワード | 海面に映える華やかな夜間景観 |
| 照明環境類型（環境庁） | 照明環境 ・ たのしみの照明環境 |

夜間景観形成の基本方針

1. 地域の個性を活かした夜間の都市魅力の創造

- 神戸らしい港のイメージにふさわしく、水辺空間に魅力と活気のある夜間景観を形成
- 夜間にも市民が海に親しみを感じるみなと環境づくり
- 夜間景観の魅力を高める効果的な景観照明を演出し、夜間の賑わいを表現
- 環境に調和した照明機材のデザイン
- 夜間のランドマークとして寄与の高い施設の照明演出の育成と保全
- 光を生かした行事などを通じての季節感の表現

2. 安心して暮らせる快適で安全なまちの創造

- 夜間の安全確保と犯罪の防止のための適切な照明の配備
- 屋外照明は日本工業規格（JIS）等で定める基準を適用

3. 環境にやさしいひかりのまちの創造

- 漏れ光の低減（上方光束比：15%以下）
- 照明を伴った屋外広告物の適切なコントロール
- 省エネルギーを考慮する
- 照明設備の塩害に対する適切な対処

主要な地区例 メリケンパーク、神戸ハーバーランド、新川運河、マリニピア神戸

地区の事例写真



メリケンパーク

神戸ハーバーランド



新川運河



マリニピア神戸



夜間景観の特性と課題

公園緑地をはじめとする大規模なオープンスペースは、市街地の中に緑を取り込んだ景観資源である。また、市民にとって身近かなレクリエーション空間でもある。

照明環境も緑地環境の保全、育成に配慮しながら、夜間にも市民が緑に親しめる工夫が必要である。

| | |
|--------------|-------------------|
| 夜間景観形成のキーワード | 花と緑が楽しめるやすらぎの夜間景観 |
| 照明環境類型（環境庁） | 照明環境 ・ あんしんの照明環境 |

夜間景観形成の基本方針

1. 地域の個性を活かした夜間の都市魅力の創造

豊かな花と緑を夜間にも楽しめる都市公園の実現

夜間の利用を促進する魅力ある夜間景観の創出

主要ポイントに景観照明を配し、親しみが感じられる環境づくり

昼間の景観にも配慮した照明設備のデザイン

周囲のまちなみと一体となった景観形成となるよう、境界領域に配慮した照明の整備
照明を伴った屋外広告物の抑制

2. 安心して暮らせる快適で安全なまちの創造

周囲環境と調和した照明環境の形成

夜間の安全の確保と犯罪の防止

屋外照明は日本工業規格（JIS）等で定める基準を適用

3. 環境にやさしいひかりのまちの創造

漏れ光の低減（上方光束比：5%以下）

動植物への障害となる光害を抑制した照明の設置

照明を伴う屋外広告物や屋外広告行為を抑制

主要な地区例

大倉山公園、ポートアイランド南公園、東遊園地、舞子公園

地区の事例写真



大倉山公園

ポートアイランド南公園



東遊園地



舞子公園



夜間景観の特性と課題

都市部の住宅地には隣接・混在する商業・業務施設などの照明や道路・街路灯の屋外照明が多く、また屋外広告物もある程度設置されている。

夜間における生活環境の安全性や快適性を確保し、漏れ光や障害光の発生度合いの少ない照明機器の整備に努めるとともに、地域の個性を生かしたやすらぎとゆとりのある夜間の生活空間の向上を図る。

| | |
|--------------|------------------|
| 夜間景観形成のキーワード | 安心して暮らせる快適で安全なまち |
| 照明環境類型（環境庁） | 照明環境 ・やすらぎの照明環境 |

夜間景観形成の基本方針

1. 地域の個性を活かした夜間の都市魅力の創造

居住環境の快適性が高まるよう、きめ細かく照明環境を整備

連続感のあるまちなみ形成となるよう境界領域と歩道空間に着目した照明の整備

街かどの緑などへの景観照明の配備

光を活かした行事などによる季節感の演出

2. 安心して暮らせる快適で安全なまちの創造

夜間の安全確保と犯罪の防止となるよう、適切な照明を配備

屋外照明は日本工業規格（JIS）等で定める基準を適用

極端な明るさのムラを抑制し、静かで落ち着いた雰囲気的环境づくり

街路は連続した適度な明るさとなるよう注意

3. 環境にやさしいひかりのまちの創造

漏れ光の低減（上方光束比：15%以下）

照明による不快グレアの抑制

省エネルギーへの配慮

照明を伴った屋外広告物の抑制

主要な地区例 北野・山本、岡本、HAT神戸、須磨

地 区 の 事 例 写 真



北野・山本地区



岡本地区



HAT神戸



須磨

夜間景観の特性と課題

郊外の住宅地は豊かな自然に囲まれている。地形的特色や自然環境、歴史的環境などそれぞれの地域がもつ個性ある環境条件を有し多様である。

屋外照明は道路・街路灯が主として配置されている。日常生活空間の夜間の安全性を確保するとともに、自然環境の保全に配慮し、より漏れ光、障害光の発生が極力少ない照明機器の整備に努める。

| | |
|--------------|------------------|
| 夜間景観形成のキーワード | 快適でゆとりのあるまち |
| 照明環境類型（環境庁） | 照明環境 ・ あんしんの照明環境 |

夜間景観形成の基本方針

1. 地域の個性を活かした夜間の都市魅力の創造

地区の地形的特性や歴史的環境をいかした個性ある夜間景観の形成

照明によりまちなみの連続感や統一感を演出するとともに、わかりやすい夜間空間の構成

公園や生活道路など、公共空間の夜間利用を考えた整備

主要ポイントに景観照明を配し、親しみある環境づくり

光を活かした行事などによる季節感の演出

2. 安心して暮らせる快適で安全なまちの創造

夜間の安全確保と犯罪の防止となるよう、適切な照明を配備

歩行者を重視した夜間の街路空間の形成

適度な明るさが連続した、静かで落ち着いた雰囲気環境づくり

屋外照明は日本工業規格（JIS）等で定める基準を適用

3. 環境にやさしいひかりのまちの創造

漏れ光の低減（上方光束比：5%以下）

動植物への障害となる光害を抑制した照明の設置

照明を伴った屋外広告物の抑制

主要な地区例

西神ニュータウン、ジェームス山、北神ニュータウン

地 区 の 事 例 写 真



西神ニュータウン



ジェームス山



北神ニュータウン

夜間景観の特性と課題

多様な施設が立地し、人と物と情報とが集積する場であり、活気と賑わいのある景観を形成している。それぞれの都市活動に応じた多様性を維持しつつ地区特性を生かした風格と活気ある都市空間を目指す。

夜間にも地区の個性ある賑わいを表現する統一感、連続感あるまちなみの育成を図るとともに、屋外広告物を含めた夜間景観の適切なコントロールが必要である。

| | |
|--------------|------------------|
| 夜間景観形成のキーワード | 個性と賑わいの夜間景観 |
| 照明環境類型（環境庁） | 照明環境 ・ たのしみの照明環境 |

夜間景観形成の基本方針

4．地域の個性を活かした夜間の都市魅力の創造

地区の性格や歴史的環境をいかした個性ある夜間景観の形成

歩行者にとって楽しみとにぎわいを感じる照明環境

照明によりまちなみの連続感や統一感を演出するとともに、わかりやすい夜の都市空間の構成

夜間景観の構成要素となる建築物などへの適切な景観照明の配備

屋外広告物照明の適切なコントロール

光を生かした行事による季節感やにぎわいの演出

5．安心して暮らせる快適で安全なまちの創造

歩行者を重視した夜間の街路空間の形成

屋外照明は日本工業規格（JIS）等で定める基準を適用

6．環境にやさしいひかりのまちの創造

過剰な明るさや照明演出の抑制

漏れ光の低減（上方光束比：15%以下）

照明を伴った屋外広告物ならびに屋外広告行為での光害の低減

省エネルギーへの考慮

主要な地区例

旧居留地、三宮、トアロード、南京町

地区の事例写真



旧居留地

三宮



トアロード



南京町



夜間景観の特性と課題

生産、流通活動の場として機能面が重視されがちであるが、職場環境として、ゆとりや快適性といった点にも配慮した景観形成を図る必要がある。しかし、地域によって景観の様相は多様であり、景観形成もそれに応じて進める必要がある。

照明環境は機能照明を充実させることが基本であるが、適度に景観照明を配備し夜間景観の質的向上をも図る。

| | |
|--------------|------------------|
| 夜間景観形成のキーワード | 夜間も安全で快適な職場環境 |
| 照明環境類型（環境庁） | 照明環境 ・ やすらぎの照明環境 |

夜間景観形成の基本方針

1. 地域の個性を活かした夜間の都市魅力の創造

工業特性や立地条件などに応じた照明の構築をはかり、地区特性や職場機能などを夜間にも表現

敷地内のオープンスペースなどの緑化を進めるとともに、適度な景観照明演出を配慮

臨海地では、海上からの景観にも配慮

2. 安心して暮らせる快適で安全なまちの創造

職場環境の夜の安全性と犯罪の防止

屋外照明は日本工業規格（JIS）等で定める基準を適用

夜間の静かで落ち着いた雰囲気環境づくり

3. 環境にやさしいひかりのまちの創造

漏れ光の低減（上方光束比：15%以下）

照明を伴った屋外広告物の適切なコントロール

省エネルギーへの考慮

主要な地区例 ポートアイランド2期、灘酒蔵地区、東部埋立地、西神インダストリアルパーク

地区の事例写真



ポートアイランド2期



灘酒蔵地区



東部埋立地

西神インダストリアルパーク



6

計画の実施に向けて

(1) 地区別計画等の作成

本計画を実現する上で特に重点的に取り組むべき地区、及びこれまで景観形成に関する取り組みを進めてきた中で、今後特に夜間景観にも重点を置いて取り組む意向のある地区については、本計画に基づいた「地区別計画」(ローカルプラン) また具体的な基準として「地区別誘導基準」を策定することにより、地区の実状に応じたきめ細やかな取り組みを進める。

(2) 夜間景観に関する広報・PR

計画の具体化へ向け、夜間景観の向上方策を一般市民・事業者にもわかりやすく解説した「デザインガイド」を作成する。

また、ライトアップに関する表彰を実施する等、さまざまな機会を設けて夜間景観形成の広報・PRに努める。



「光都・こうべ」照明デザイン設計競技

平成14年度神戸景観・ポイント賞
(商船三井ビルの)ライトアップ)



(3) 市民・事業者・行政の協働

本計画の実施にあたっては、公共主体と民間主体の協働で取り組んでいく必要がある。

ここでは、3章で分類した各夜間景観類型別の計画において、市民・事業者・行政それぞれの主体が実施すべき役割を例示的に列挙する。

A 眺望型夜間景観

ランドマークとなる建物や巨大な構築物について、照明による演出を行う。(事業者・行政)

眺望スペースの整備にあたり、照明設備は必要最小限にとどめ、また漏れ光が無いようにする。

(行政)

眺望点への市街地からのアクセスを整備し、市民が安全にそこへ到達できるようにする。(行政)

B 自然地域夜間景観

門灯や街灯などの外部の照明は、可能な限り障害光を低減する。(市民・事業者・行政)

照明機器の選定にあたっては、自然環境に配慮する。(市民・事業者・行政)

C-1 都市軸夜間景観

連続感や統一感のある明確な夜間景観を形成する。(行政)

沿線の緑を活かした景観照明を配置する。ただし、樹木等に対する障害光は抑制する。(行政)

特に省エネルギーには配慮する。(行政)

C-2 ウォーターフロント夜間景観

個性とにぎわいあふれる夜間景観を形成する。(市民・事業者・行政)

ウォーターフロント、建築物、ショーウインドー等に景観照明を配備する。ただし、過剰な明るさや演出は抑制する。(市民・事業者・行政)

ランドマークとなる建物については、照明による演出を行う。(事業者・行政)

照明設備は、塩害に対する対処を検討する。(市民・事業者・行政)

D-1 公園緑地夜間景観

夜間にも楽しめるよう、景観照明を配置する。ただし、園内の動植物等に悪影響を及ぼす障害光は抑制する。(行政)

照明器具のデザイン等は、昼間の景観にも配慮したものとする。(行政)

D-2 都市部住宅地夜間景観

地域内では、極端な明るさのムラを抑制する。(市民・事業者・行政)

夜間の安全確保に十分配慮して、街灯や門灯等の外部の照明はできるだけ確保する。ただし、障害光は抑制する。(市民・事業者・行政)

樹木に適度な景観照明を配備する。ただし、障害光は抑制する。(市民・事業者・行政)

庭には、景観照明を配備する。(市民・事業者)

D-3 郊外部住宅地夜間景観

照明により、まちなみの連続感や統一感を演出する。(市民・事業者・行政)

夜間の安全確保に十分配慮して、街灯や門灯等の外部の照明はできるだけ確保する。ただし、障害光は抑制する。(市民・事業者・行政)

庭には、景観照明を配備する。(市民・事業者)

D-4 商業業務地夜間景観

個性とにぎわいあふれる夜間景観を形成する。(市民・事業者・行政)

ランドマークとなる建物や巨大な構築物については、照明による演出を行う。(事業者・行政)

樹木に適度な景観照明を配備する。ただし、障害光は抑制する。(市民・事業者・行政)

建築物、ショーウィンドー等へ景観照明を配備する。ただし、過剰な明るさや演出は抑制する。(市民・事業者)

D-5 工業・港湾地夜間景観

臨海部では、安全確保及び海上からの景観に配慮し、照明を配備する。(事業者・行政)

敷地内に適度な景観照明を配備する。(事業者・行政)

| | 地域の個性を活かした夜間の都市魅力の創造 | 安心して暮らせる 快適で安全なまちの 創造 | 環境にやさしい ひかりのまちの創造 | 市 | 事業者 | 行政 |
|-----------------------|-----------------------------|-----------------------------|------------------------------------|---|------|----|
| | | | | 民 | NPO等 | |
| 眺望型 夜間景観 | ランドマークとなる建物等を演出する | | | | | |
| | | | 眺望スペースの照明 設備は必要最小限に し漏れ光をなくす | | | |
| | | 眺望点へのアクセスを 整備する | | | | |
| 自然地域 夜間景観 | | | 門灯や街灯による障 害光を低減する | | | |
| | | | 自然環境に配慮し照 明機器を選定する | | | |
| 河川・道 路軸夜間 景観 | 連続感や統一感のある明確な夜間景 観を形成する | | | | | |
| | 沿線の緑を活かした景観照明を配置 する | | ただし樹木等に対す る障害光は抑制する | | | |
| | | | 省エネルギーに配慮する | | | |
| ウォーター フロント夜 間景観 | 個性とにぎわいあふれる夜間景観を 形成する | | | | | |
| | ウォーターフロント等に景観照明を 配備する | | ただし過剰な明るさ や演出は抑制する | | | |
| | ランドマークとなる建物を演出する | | | | | |
| | 塩害に対する対処を検討する | | | | | |
| 公園緑地 夜間景観 | 夜間にも楽しめるよう景観照明を配 置する | | ただし園内の動植物等 に対する障害光は抑制する | | | |
| | 照明器具のデザイン等に配慮する | | | | | |
| 都市部 住宅地 夜間景観 | | 極端な明るさのムラを 抑制する | | | | |
| | | 夜間の安全確保に配慮し た街灯や門灯等を確保する | ただし障害光は抑制する | | | |
| | 樹木に適度な景観照明を配備する | | ただし障害光は抑制する | | | |
| | 庭に景観照明を配備する | | | | | |
| 郊外部 住宅地 夜間景観 | 照明によるまちなみの連続感・統一 感を演出する | | | | | |
| | | 夜間の安全確保に配慮し た街灯や門灯等を確保する | ただし障害光は抑制する | | | |
| | 庭に景観照明を配備する | | | | | |
| 商業業務 地夜間景 観 | 個性とにぎわいあふれる夜間景観を 形成する | | | | | |
| | ランドマークとなる建物等を演出する | | | | | |
| | 樹木に適度な景観照明を配備する | | ただし障害光は抑制する | | | |
| | 建築物、ショーウィンドー等へ景観 照明を配備する | | ただし過剰な明るさ や演出は抑制する | | | |
| 工業・港 湾地夜間 景観 | 臨海部で海上からの景観に配慮し照 明を配備する | 臨海部の安全確保に配 慮し照明を配備する | | | | |
| | 敷地内に適度な景観照明を配備する | | | | | |

1 都市景観審議会規則

〔平成9年8月6日 規則第30号〕

（趣旨）

第1条 この規則は、神戸市都市景観条例（昭和53年10月条例第59号）第36条の規定に基づき、都市景観審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 審議会は、25人以内の委員で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験者

(2) 市職員

(3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要があると認める者

3 前項各号に掲げる委員のほか、市長は、特別の事項又は専門の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、当該事項を明示して臨時委員を委嘱し、又は任命することができる。

4 臨時委員は、当該事項が議題として審議されるときに限り会議に出席する。

（任期）

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 臨時委員は、当該事項の調査審議が終了したときは、解嘱され、又は解任されるものとする。

（会長及び副会長）

第4条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、審議会に関する事務を処理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 審議会は、会長が招集し、会長が、その議長となる。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の総数の過半数の者が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（部会）

第6条 審議会は、必要に応じて、部会を置くことができる。

2 部会は、審議会が全体で調査審議する必要がないと認める軽易な事項について調査審議するものとする。

3 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

（部会長及び副部会長）

第7条 部会に部会長及び副部会長を置く。

2 部会長及び副部会長は、部会の委員の互選によって定める。

3 部会長は、部会に関する事務を処理する。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 部会が調査審議したときは、部会長は、当該調査審議の内容を審議会に報告しなければならない。

（庶務）

第8条 審議会の庶務は、都市計画局において処理する。

（施行細目の委任）

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

2 都市景観審議会委員

(敬称略)

| 区分 | 氏名 | 役職 | 夜間景観部会委員 |
|--------------|-----------------------------|----------------------------------|----------|
| 学識経験者 14名 | 足立 裕司 | 神戸大学工学部教授 | |
| | 岩井 珠恵 | クリエイティブフォーラム代表取締役 大阪市立大学非常勤講師 | |
| | 荏原 明則 | 神戸学院大学法学部教授 | |
| | 戎 正晴 | 弁護士 | |
| | 沖村 孝 | 神戸大学都市安全研究センター教授 | |
| | 齊木 崇人 | 神戸芸術工科大学環境デザイン学科教授 | |
| | 新谷 英子 | 神戸女子短期大学教授 | |
| | 永田 貴美夫 | 兵庫県屋外広告美術協同組合理事 | |
| | 林 まゆみ | 姫路工業大学自然環境科学研究所助手 | |
| | 三輪 康一 | 神戸大学工学部助教授 | |
| | 村上 和子 | サンテレビジョン報道制作局 第二制作部参事 | |
| | 森崎 輝行 | 兵庫県建築設計監理協会副会長 | |
| | 森本 章夫 | 神戸新聞社論説副委員長 | |
| | 安田 丑作 | 神戸大学工学部教授 | |
| 市職員 4名 | 安藤 嘉茂 | 神戸市建設局長 | |
| | 伊賀 俊昭 (松下 綽宏) | 神戸市都市計画局長 | |
| | 西川 靖一 (垂水 英司) | 神戸市住宅局長 | |
| | 西川 和機 (木村 良一) 〔鞍本 昌男〕 | 神戸市教育長 | |

印は、会長、 印は副会長、 印は部会長、 印は副部会長、()書は前任者、
()書は前々任者

都市景観審議会臨時委員（夜間景観形成部会）

（敬称略）

| 氏名 | 役職 |
|----------------|---------------------------------|
| 浅木 隆子 | 北野・山本地区をまもり，そだてる会 会長 |
| 小原 義弘 | サインクリエイター |
| 上根 保 | トアロード地区まちづくり協議会 会長 |
| 野澤 太一郎 | 旧居留地連絡協議会 会長 |
| 計谷 和明 | 神戸商工会議所経済部長 |
| 榊見 和孝 | 関西照明技術普及会神戸地区運営委員会 委員長 神戸大学名誉教授 |
| 森 則明 (高部 泰) | 関西電力(株)神戸支店長 |

（ ）書は前任者

幹事（夜間景観形成部会）

（敬称略）

| 氏名 | 役職 |
|------------------|---------------------|
| 児島 猛 | 環境局参事（環境保全指導課長事務取扱） |
| 石井 陽一 (村戸 靖男) | 都市計画局計画部長 |
| 野口 昌史 (黒谷 剛) | 建設局道路部管理課長 |
| 松浦 厚 (中野 章) | 建設局道路部工務課長 |
| 福井 直樹 (赤松 勉) | 建設局公園砂防部計画課長 |
| 稲毛 政信 (伝田 雅明) | みなと総局技術本部主幹（施設担当） |
| 倉橋 正己 | 都市計画局計画部アーバンデザイン室長 |

（ ）書は前任者

3 審議経過

| 日 程 | 審議会・部会 | 内 容 |
|----------------|-------------|--|
| 平成12年 3月28日 | 第47回都市景観審議会 | ・夜間景観形成に向けて |
| 7月25日 | 第1回夜間景観形成部会 | ・夜間景観の現状と課題 ・「夜間景観形成基本計画」構成(案)検討 ・現地調査 |
| 9月20日 | 第2回夜間景観形成部会 | ・「夜間景観形成基本計画」類型別景観形成計画の検討 |
| 10月24日 | 第3回夜間景観形成部会 | ・同上 ・「夜間景観形成基本計画」地区別誘導基準のモデル検討 |
| 12月14日 | 第4回夜間景観形成部会 | ・「夜間景観形成基本計画」中間答申案の検討 |
| 平成13年 2月13日 | 第48回都市景観審議会 | ・同上 |
| 11月27日 | 第5回夜間景観形成部会 | ・「夜間景観形成基本計画」の検討 ・「夜間景観形成基本計画デザインガイド(構成案)」の検討 |
| 平成14年 2月26日 | 第6回夜間景観形成部会 | ・「夜間景観形成基本計画デザインガイド」の検討 |
| 7月10日 | 第7回夜間景観形成部会 | ・「夜間景観形成基本計画」(案)の検討 ・「市民向けパンフレット案」の検討 |
| 10月21日 | 第49回都市景観審議会 | ・「夜間景観形成基本計画」答申(案)について |